

## 古田佑紀先生講演傍聴記

公文 孝佳

昨年7月2日。2012年4月まで最高裁判官を務められ、現在は法学法科大学院特任教授である古田先生にご講演をお願いした。

私事にわたるが、筆者がそのお名前を最初に知ったのは、私が修士課程の学生の頃である。当時、没収テーマに強い関心を抱いていた私は、古田先生の麻薬特例法関係の御著書で勉強した。また、その他、判例評釈や論文など、検察官としてのお忙しい時期に書かれたものも折に触れて拝読していた。また最高裁入りされてからの刑事裁判例は講義準備等の関連で目を通してもおり、その先生の講演を身近に聴ける…ということで、些かの緊張と、検察実務・裁判実務の苦労話を聴けると期待とで胸は高鳴っていた。当日、会場は満員。会場を埋めた学生諸君も、「元最高裁判官から最高裁の裁判の話が聞けるかも」と思っていたかもしれない。

しかし、いい意味でこの期待は裏切られた。一時間以上に及ぶお話の最初は「法を学ぶことの意義・心構え」であった。特にご自身のフランス留学に裏打ちされた比較法のお話が印象に残った。

いかなる分野でも、その分野に習熟した大先達の言葉はシンプルである。古田先生は法学教育の効用は「論理的思考のトレーニングである」といい、その前提たる心構えについて語ってくれた。法による紛争状態の解決は、関係者に納得をさせ、そして、将来的にも同種事例にもある程度耐えうるようなものでなければならない。そのためには論理的に考えるのは当然であるとして、そのころ構えとして大事な二点を指摘する。一つが先入観を捨てることであり、今一つが自分の思考をチェックするための他者をたくさん持つことであった。

古田先生はこれらを強く意識することとなったきっかけとして、ご自身の留学経験をもとにお話ししてくれた。先生は検察官時代にフランスにて留学された経験がある。そこで、日本法とは構造の異なる一確かに明治期には日本に多大な影響をフランス法は与えているが現在ではさほどでもない一法体系に出会い、単なる条文の理解だけではなく、その法体系を成立させている背景をも視野に入れねばならない必要性を痛感したという。何のために外国法を学ぶか…この問題は、法学分野で研究をする者が突

き当たる壁でもある。外国法研究の重要性よりも、わが法の歴史、法律の運用の実際的側面に目を向けよという声も根強い。また、わが国では外国法—特にアメリカ法やドイツ法—を学ぶことが自己目的化

してしまっているという批判も根強い。そのような批判の存在を考えると、まして、日々新たな先例なき事件に直面し、それに妥当な解決を限られた時間で解決せねばならない法実務の人たちにとっては、法体系の異なった国の紹介などに何ほどの意味があるのか…そのようなことも研究者の側は暮夜考えてしまう…講演中にそういう暗澹ある思いに私も駆られた。しかし、先生の示されたお考えのうちのもう一つである「自分の思考をチェックするための存在」という点に、救いがあるようにも思えた。法制度や社会の違いを超えて、自分の知を相対化できる世界を持つことで初めて、世界が広がる。こんなことはごく当たり前のことなのだろう。しかし、厳しい実務界に身を置き、限られた時間の中で迅速に結果が要求される世界に身を置き続けてきたという背景を思うとき、圧倒的な重みを私は感じたのである。自分の知識が先入観にとらわれていないか、固定観念に基づくものでないか、それらを常に疑い、検証を忘れないこと、主体的に知識を獲得していくこと。そのツールの一つとして、先生の中ではフランス留学でかの地の法制度を学び考えたことが血肉となって生きている……日本での研鑽もさることながら、法律家としてのベースを作ったのが留学経験であったというのが、私には驚きであった。

学生諸君からの講演感想も、その大半が、先生の法律家としてのありようを作った背景、心構えに言及するものが多かった。先生は法科のご担当であり、学部の学生諸君がその警咳に接する機会はいまより多くないかもしれないが、しかし先生のもので学んでみたいという学生が出てくることを願ってやまない。

